

令和 7 年度射水市立中学校
デジタル採点システム仕様書

令和 7 年 7 月

射水市

1 件名

令和7年度射水市立中学校デジタル採点システム

2 概要

本契約は、射水市立中学校で実施する定期考査等の採点業務についてデジタル採点システムの使用契約である。本システムの導入により、教職員の採点業務の品質向上及び業務効率化を図ることを目的とする。

3 使用期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とする。本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、本契約を変更又は解除しようとする会計年度開始の2か月前までに、受注者及び売主に通知しこの契約を変更又は解除することができる。

4 対象校及び生徒数

No.	施設名	住所	児童生徒数
1	新湊中学校	射水市八幡町三丁目14番4号	179
2	新湊南部中学校	射水市鏡宮193番地1	231
3	射北中学校	射水市堀岡古明神20番地	308
4	小杉中学校	射水市戸破2013番地	620
5	小杉南中学校	射水市南太閤山1丁目2番地	263
6	大門中学校	射水市二口258番地	636
計			2,237

※児童生徒数は令和7年5月1日時点の人数

5 使用料の決定について

本契約は学校数又は児童生徒数による単価契約（月額）とする。使用料は各年度の利用開始時点の学校数又は児童生徒数により決定することとする。

6 見積書の提出について

見積金額は学校数又は児童生徒数ごとの単価および使用期間5年間の総額で提出すること。見積金額の算出において、使用期間5年間は学校数及び児童生徒数に変動がないものとし計算すること。

7 使用料の支払いについて

使用料は各年度の使用期間に応じた金額を年度ごとに支払うこととする。（令和 7 年度及び令和 1 2 年度の使用期間は 6 か月間であることに留意すること。）

7 システム仕様

(1) 校務用端末利用環境

- ・OS Windows11 Pro/Education
- ・ブラウザ Microsoft Edge
- ・アカウント Microsoft Entra ユーザー及び Google アカウントを保有
- ・スキャナ Canon imageRUNNER ADVANCE DX C5840F
Canon imageRUNNER ADVANCE DX C3835F

(2) 使用するシステム

本システムはクラウド型のサービス提供を前提とする。また、本市と同規模以上の自治体への導入実績があるシステムであること。

(3) 提供時間

24 時間 365 日を原則とする。ただし、システムメンテナンス等のため、運用停止が必要となる場合は、事前に発注者へ申し入れること。

(4) サポート窓口

受注者は平日の 9:00～17:00 の間、教育委員会又は小中学校からの問合せ（電話・メール）窓口を設置すること。

(5) 障害発生時の対応

障害によりシステムが停止した場合、受注者は速やかに事象把握及び障害復旧に努めるとともに発注者に適切に報告すること。

(6) セキュリティに関する要件

ISMAP 又は ISO/IEC 27017 の認証を取得している又はこれと同等の管理基準を満たしていること。

(7) 導入支援

システム使用開始日（令和 7 年 1 0 月 1 日）までの導入準備期間において、仮環境の提供、設定支援、操作説明会等の導入支援を実施すること。

(8) 稼働支援

教職員が参加可能なオンライン研修会を開催する等、使用期間中の利用促進の支援をすること。

8 機能要件

(1) 生徒・教職員データ管理

ア 生徒・教職員情報の追加・削除・編集において、Microsoft Entra ユーザー（教職員）、Google アカウント（生徒）の環境との連携機能やファイルの一括登録機能等の機

能を有すること。

イ クラス等の任意のグループを設定し、グループ別に答案の取り込み・採点が行えること。

(2) 事前設定

ア 解答用紙（サイズ：A3～A5）を取り込み事前設定が可能であること。また、解答用紙は表裏両面の取り込みが可能で、取り込む枚数には制限がないこと。

イ 解答枠の設定において、解答用紙から自動認識・作成する補助機能を有すること。

ウ 解答欄（記述・マーク）位置・設問番号・配点・観点を一括設定できること。

エ 配点や観点などの設定内容は採点中・結果出力後でも採点結果を保持した状態で変更可能なこと。

(3) 答案用紙（記入済み解答用紙）の取り込み

ア 複数枚および両面の取り込みができること。

イ 答案用紙をスキャンした際の傾きやズレを、自動補正する機能を有すること。

ウ 答案用紙の出席番号や生徒氏名を読み取り、答案用紙と生徒情報を自動で紐づけることが可能なこと。

エ 欠席等により答案用紙がない生徒の答案を取り込まない設定が簡単にでき、後日、当該生徒分のみを再取り込みできること。

(4) 採点

ア 生徒ごとの答案を1枚ずつ、及び、同一設問の解答を数に制限なく並べて表示し採点できること。

イ 複数のクラスを一括で採点できること。また、設問ごとに分担し複数の教職員が同時に採点可能なこと。

ウ 誤答と無答を区別して採点できること。

エ ○・×のほか、部分点の設定が1点刻みででき、答案に△等の表記ができること。

オ 添削コメントを入力できること。また、作成した添削コメントを各解答に連続入力できる等の補助機能を有すること。

カ 選択肢やマークなどの自動採点を行うことができること。また、複数の選択肢で回答する完答型の問題や順不同の問題でも自動採点が可能なこと。

(5) 採点後の答案用紙の返却

ア 採点結果は、スキャンした答案のデータに○、×または△の記号が表示され、クラスごとおよび生徒個別にPDFファイルで出力できること。

イ 採点後の答案用紙に観点別の得点や合計点を出力できること。

ウ 生徒の学習専用端末を通じて答案用紙を返却することができる機能を有すること。

(6) 採点結果の出力

ア 集計した観点・小計別の得点及び合計点、設問データがExcel形式で出力できること。

- イ 平均点や大問別、小問別の得点等が表示された個人成績表が出力できること。
- ウ 複数の教科の結果を集約した個人成績表が出力できること。
- エ 個人成績表として偏差値・順位・平均点の表示が可能であり、表示有無については自由に設定できること。

(7) 分析機能

- ア 観点別・大問別の正答率等を、クラス毎に確認できるグラフが表示できること。
- イ 生徒個人の学習成績の推移が確認できること。また、得点推移や観点別レーダーチャートなど、利用者が見やすい工夫がなされていること。

9 その他

(1) 機密保持

受注者は、本システムを提供するに当たり、本市から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。但し、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

- ・ 取得した時点で、既に公知であるもの。
- ・ 取得後、受注者の責によらず公知となったもの。
- ・ 法令等に基づき開示されるもの。
- ・ 本市から秘密でないと指定されたもの。
- ・ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に本市と協議の上、承認を得たもの

(2) 法令等の遵守

受託者は、民法（明治 29 年法律第 8 9 号）、刑法（明治 40 年法律第 4 5 号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 2 8 号）等の関係法規を遵守すること。受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）及び受注者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。